



草加市監査委員告示第4号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月31日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 松 井 優美子

1 監査対象部局

市立病院

2 監査対象事務

平成30年度に執行された財務に関する事務及び市の経営に係る事業の管理とし、必要と認める場合は、平成29年度以前についても監査の対象としました。

3 監査期間

令和元年5月7日（火）から令和元年8月26日（月）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加市監査事務処理規程第23条及び第24条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査結果

(1) はじめに

市立病院は、住民に身近な医療機関として救急医療や高度医療を担うとともに、地域の中核病院としての病院機能を発揮し、医療の確保とその水準の向上に大きな役割を果たしている機関であり、診療部、心臓・脳血管センター、薬剤部、医療技術部、看護部、医療安全部、医療情報部、事務部で構成されています。また、事務を執り行う事務部については、経営管理課、施設管理課、医事課、地域医療連携相談室が置かれ、3課1室の体制となっています。

経営管理課においては、職員の給与、サービス及び福利厚生に関する事務、予算、決算その他経理に関する事務を担っています。

施設管理課においては、施設等の維持管理に関する事務、施設業務等の契約に

関する事務を行っています。

医事課においては、患者の受付に関する事務、診療報酬等請求及び収納に関する事務を行っています。

地域医療連携相談室においては、地域医療機関との連絡調整に関する事務、医療・福祉関連機関との連絡調整に関する事務を行っています。

(2) 監査結果

平成30年度に執行された財務に関する事務及び市の経営に係る事業の管理について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていることが認められました。

しかし、次のとおり、平成20年度に実施した監査における指摘事項の未改善を含め、一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

ア 長期継続契約手続の不備について【対象：施設管理課】

長期継続契約行為に係る事務手続において、契約期間の不当な延長契約行為、入札必須案件における入札手続の未執行、契約解除権留保条項の契約書への記載漏れ等、一部改善を要する内容のものが見受けられました。長期継続契約は、予算の単年度主義に対する特例を定めたものですが、債務負担行為とは異なり、議会の議決を経ずに翌年度以降にわたって契約を締結することができるものであることから、手続や取扱いには十分注意し、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

イ 契約行為に係る事務手続の不備について【対象：施設管理課】

契約行為に係る事務手続において、契約期間が自動更新になっているもの、有効期限切れ及び提出期限超過の見積書による契約締結、予算額を超過した予定価格の設定（平成20年度の監査において指摘済）等、一部改善を要する内容のものが見受けられました。市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。